

○千葉経済大学短期大学部学位規程

平成 27 年 4 月 1 日  
学長決定

(目的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条及び千葉経済大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第 9 条の規定に基づき、千葉経済大学短期大学部（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(学位及び専攻分野)

第 2 条 本学において授与する学位は短期大学士とする

学科の名称	専攻分野の名称
ビジネスライフ学科	ビジネスライフ
こども学科	こども学

2 学位を授与するに当たり付記する専攻分野の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

(学位授与の要件)

第 3 条 短期大学士の学位は、学則第 9 条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第 4 条 学長は、前条の規定に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第 5 条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「千葉経済大学短期大学部」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第 6 条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為があったときは、教授会の意見を聴いて当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

1 この規程は、平成 17 年 11 月 9 日から施行する。

2 第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、商経科、経営情報科及び初等教育科を卒業した者に授与する学位の専攻分野の名称は次のとおりとする。

学科の名称	専攻分野の名称
商 経 科	商 経
経 営 情 報 科	経 営 情 報
初 等 教 育 科	教 育 学

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。